

委 託 設 計 書							
年 度	令和4年度		課長	係長	精算者	設計者	原 水 及 び 浄 水 費
委 託 番 号	第 号						設 計 年 月 日 令和 年 月 日
着 工 番 号							精 算 年 月 日 令和 年 月 日
施 工 理 由							
施 工 箇 所	明石市大道町1丁目11-1ほか					施 工 方 法 及 び 工 事 期 限	請 負 単 価 契 約 令和5年3月31日まで
委 託 名 称	水道施設収集運搬処理業務委託					支 払 い 方 法	前 払 金 なし 中 間 前 払 なし 部 分 払 なし
委 託 概 要	ごみ収集及び運搬業務 1式						
当 初 設 計 金 額	円	消 費 税 相 当 額	円	当 初 請 負 金 額	円	消 費 税 相 当 額	円
変 更 設 計 金 額	円	消 費 税 相 当 額	円	変 更 請 負 金 額	円	消 費 税 相 当 額	円
増 減	円	増 減	円	増 減	円	増 減	円

委託費内訳書

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
本委託費						
水道施設収集運搬処理業務委託						
ごみ収集及び運搬業務						
	1		式			工種 第0001号明細表
処分費						
	1		式			工種 第0002号明細表
直接委託費計						
共通仮設費						
	1		式			
純委託費計						
現場管理費						
	1		式			
委託原価計						

水道施設収集運搬処理業務委託特記仕様書

受託者は、水道局が委託して行なう一般廃棄物（ごみ）の収集運搬業務をこの仕様書により行なうものとする。

1 業務の目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令、条例を遵守し、明石市水道局管理施設で発生した一般廃棄物を安全に収集し、明石クリーンセンターに搬入して適正処理を行うことを目的とする。

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 収集場所

明石川浄水場	明石市大道町1丁目11-1
鳥羽浄水場	明石市鳥羽1506-1
魚住浄水場	明石市魚住町西岡2154-1
野々池南ポンプ場	明石市明南町3丁目1番1号

4 収集日

収集は毎週、原則として木曜日に実施する。（祝日も実施）

ただし、本市が指定する日については、臨時に実施することがあり、また年末年始収集作業期間の業務実施日については、別途指定する。

収集運搬する時間帯については、午前9時00分から当日の午後3時00分までの間に行うこと。

5 ごみの区別

- (1) 可燃ごみ
- (2) 資源ごみ（空きカン・空きビン・ペットボトル類）
- (3) 不燃ごみ

6 業務内容

- (1) 水道施設内ごみ集積場に置かれた可燃ごみ、資源ごみ（空カン・空ビン・ペットボトル類）、不燃ごみの分別を確認し収集運搬するものとする。
- (2) 収集後はごみ集積場の清掃を実施し、衛生的な状態を維持する。
- (3) 分別された可燃ごみ、資源ごみ（空カン・空ビン・ペットボトル類）、不燃ごみ毎

- に、ごみ収集運搬作業の数量をとりまとめ、次月の7日までに、実績を報告すること。
- (4) 各施設において数量は、実作業時には増減することがある。

7 損害の負担

業務中に発生した事故、負傷等の損害（第三者に及ぼした損害を含む）に関して、本市は、一切の責任を負わない。ただし、その損害が本市の責に帰すべき事由により生じた場合はこの限りではない。

8 契約締結後の届出

受託者は、契約締結後、速やかに次の書類を提出するものとし、変更の生じたときは必ず書面にて委託者に報告しなければならない。

- (1) 明石市一般廃棄物収集運搬業許可証の写し
- (2) 責任者、運転手及び収集作業員の名簿並びに配置計画
- (3) 収集運搬車両の車検証の写し
- (4) 車両保険証の写し（自賠責保険、任意保険）
- (5) 緊急時の連絡先
- (6) 収集運搬車両の車両保管場所付近の写真及び見取り図

9 その他

- (1) 委託者は本業務の処理に関し、特に必要があると認めた事項をその都度受託者に指示することができる。この場合において、受託者は当該指示に従わなければならない。
- (2) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書の条項に疑義が生じた時は、必要に応じて委託者、受託者が協議して定めるものとする。

業務委託一般仕様書

- 1 本仕様書は、明石市水道局が委託する業務委託に適用する。
- 2 委託概要
 - (1) 委託名： 特記仕様書による。
 - (2) 委託場所： 明石市 水道局
- 3 計画協議
 - (1) 業務の履行に当たって実施する計画協議は業務着手前に必ず行うものとする。
- 4 業務計画書の提出
 - (1) 業務の履行に当たり、業務計画書を提出しなければならない。但し、本市係員が必要でないと認めた場合は、このかぎりではない。
 - (2) 業務計画書には、業務体制・作業計画・連絡体制等を記載し、契約締結後1週間以内に提出すること。
 - (3) 業務計画書の内容が追加変更になる場合は、その都度提出しなければならない。
- 5 一般事項
 - (1) 法令、条例等の遵守；本委託に関係する法令、条例等はこれを遵守し、必要な届け出、手続き等は予め本市係員と協議の上、受託者がこれを代行するものとし、その費用は受託者が負担する。
 - (2) 疑義；本仕様書・設計について、また業務委託実施中に疑義が生じた場合は本市係員と協議し、その指示に従うこと。
- 6 業務管理
 - (1) 業務委託遂行中は現場代理人及び業務責任者は常に委託現場に常駐し、本市係員の指示を受け、現場作業員等の指導等業務委託に関する一切の事項を処理すること。
 - (2) 本業務委託進捗に関し、法令等の定めるところにより有資格者の配置等をおこなうこと。
- 7 損傷部補修
 - (1) 本業務委託遂行に際し、建造物・機器等を損傷しないように充分注意するとともに若し、損傷した場合は本市係員の指示に従い、同程度以上の資材等をもって速やかに原形復旧をすること。
- 8 災害防止
 - (1) 本業務委託遂行にあたっては、現場作業員等の安全災害防止対策に安全を期するほか、労働基準法・労働安全衛生法等の作業保安規定に従うこと。
 - (2) 交通整理等保安要員の配置については、本市係員の指示により安全対策を行うこと。
- 9 提出書類
 - (1) 受託者は、下記の書類等を契約締結後1週間以内に提出すること。但し、本市係員が必要でないと認めた場合は、このかぎりではない。

① 着手届	1部	A4版
② 工程表	1部	A4版
③ 内訳書	1部	A4版
④ 現場代理人届及業務責任者届	1部	A4版
⑤ 経歴書	1部	A4版
⑥ 有資格一覧表	1部	A4版

(2) 全委託業務完了後、下記の書類等を提出すること。但し、本市係員が必要でないとした場合は、このかぎりではない。

- | | | |
|----------------|----|----------------------|
| ① 報告書 | 2部 | A4版（通常点検時1部、最終報告時1部） |
| ② 写真（又はカラーコピー） | 1部 | A4版（最終報告時） |
| ③ カラーコピー | 1部 | A4版（通常点検時） |
| ④ 完了届 | 1部 | A4版 |
| ⑤ ネガ（写真の場合） | 1部 | A4版 |
| ⑥ 機器別保全費報告書 | 1部 | 本市指定様式 |

※ 上記提出写真（又はカラーコピー）は担当者と協議の上、決定のこと。

※ 機器別保全費報告書については、本業務において点検・補修を実施する全ての機器に対して、その費用（諸経費含む）を算出し、提出すること。

10 廃棄物処理

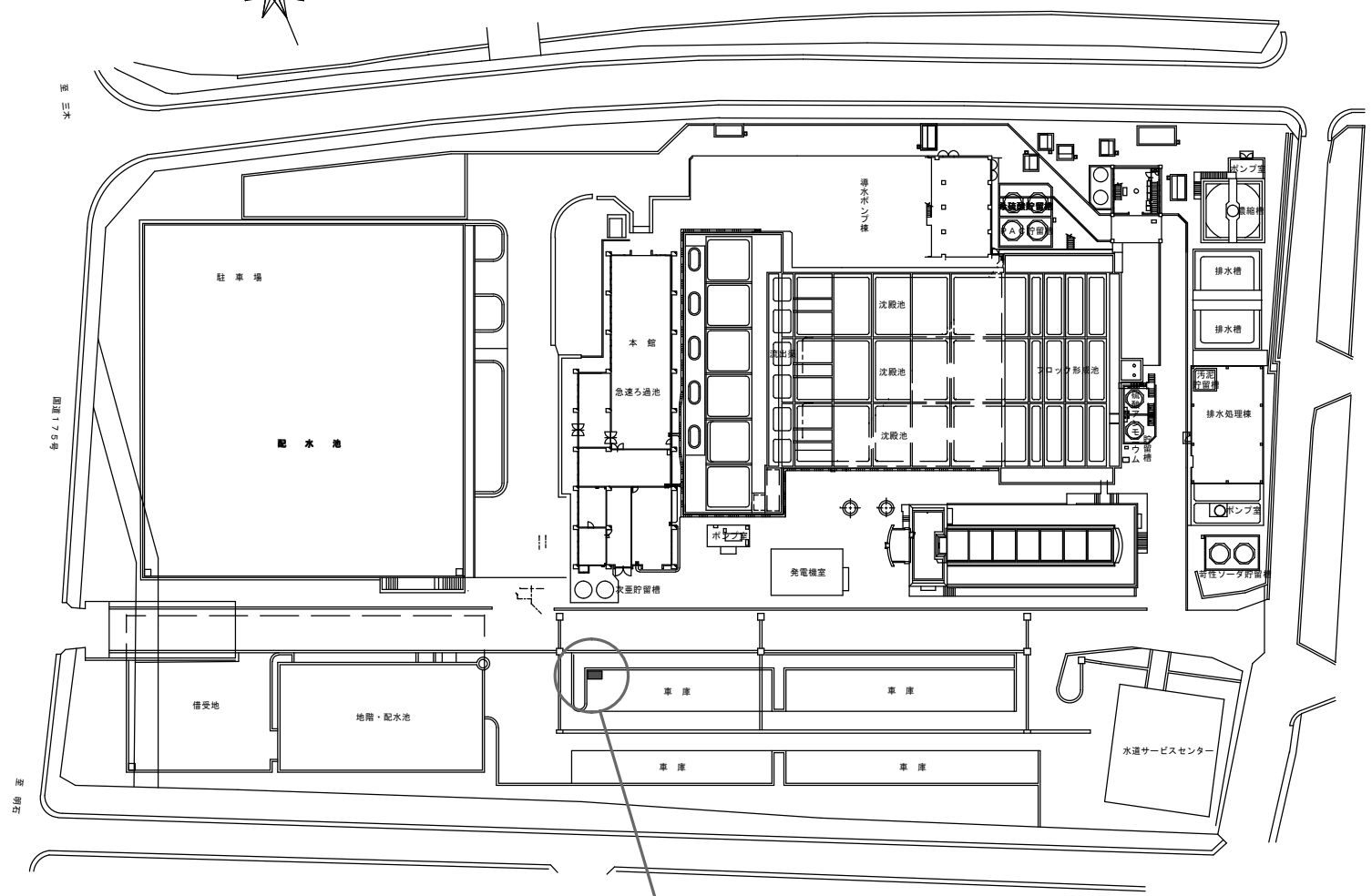
- (1) 本委託業務において発生した廃棄物については、法の定めるところにより、適正に運搬・処分すること。
- (2) 廃棄物の運搬・処分に要する費用は、全て受託者が負担するものとする。
- (3) 廃棄物の運搬・処分に関しては、引き取り業者の兵庫県産業廃棄物収集運搬業許可証の写し、兵庫県産業廃棄物処分業許可証の写しを提出すること。
- (4) 廃棄物の処分に関し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を管理票交付の日から90日以内、もしくは当該年度3月31日までの内、短い期間の方で排出事業者当該管理票の写しを送付しなければならない。
- (5) 潤滑油脂・薬品等の処理に際し、製品安全データシート「MSDS」を提出すること。

11 その他

- (1) 本業務委託に直接使用する電力・用水等は無償支給する。
 - (2) 本業務委託完了に際し、本市係員の指示に従い、整理整頓・跡片付け等の清掃をおこなうこと。
 - (3) 明石市のすすめる環境マネジメントシステムの実施・維持に協力し、省エネ・省資源・廃棄物の減量・リサイクルの推進等により環境負荷の低減を図ること。
- ※ 平成13(2001)年3月5日付け 明環政号外による。

以上のとおり本仕様書は、本業務委託の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項についても、目的達成のために必要な事項又は業務委託の性質上必要と思われるものについては、設計図書に明示されていない事項であっても、契約金額の範囲内に限り受託者はその責任において遂行しなければならない。

明石川浄水場

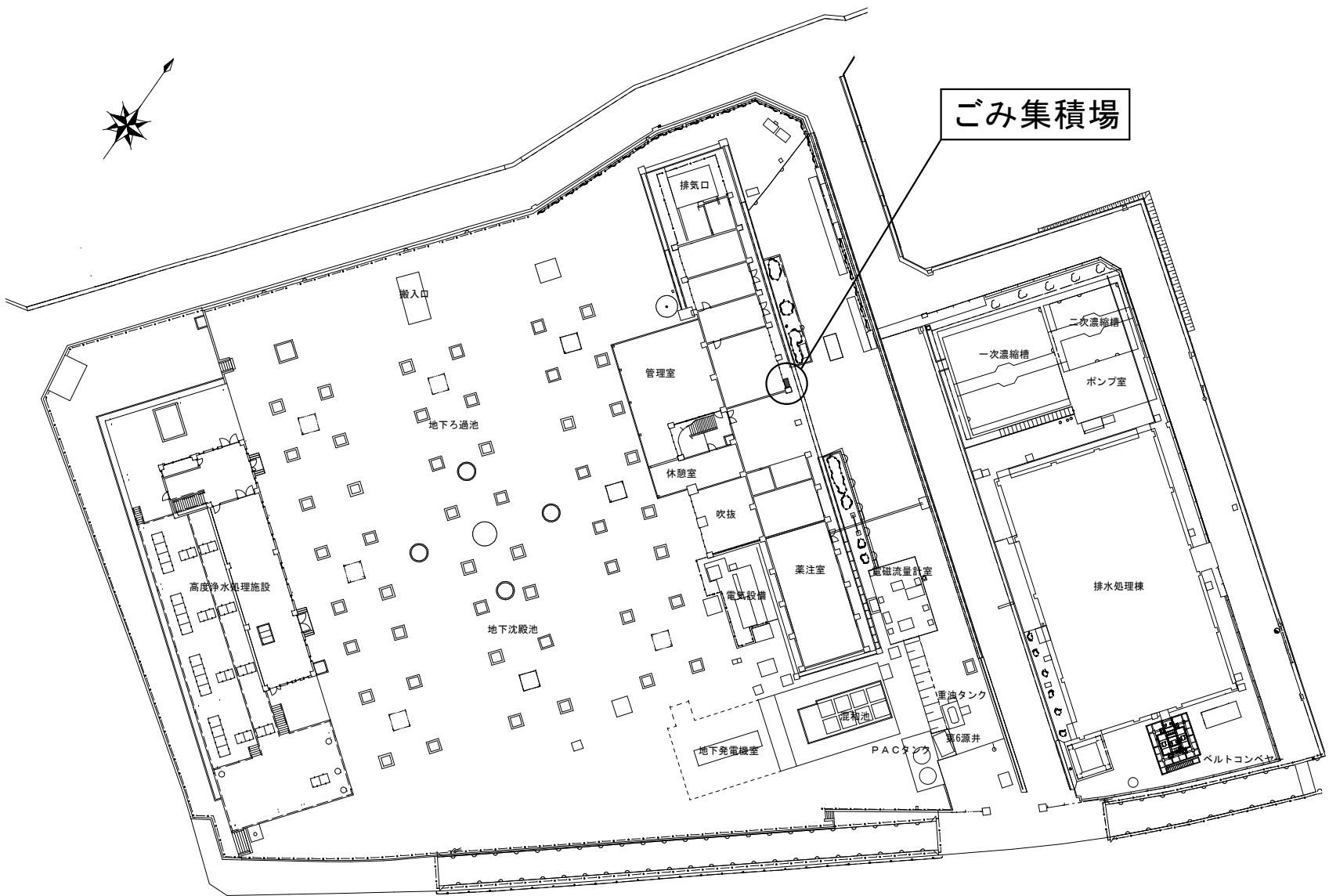


ごみ集積場

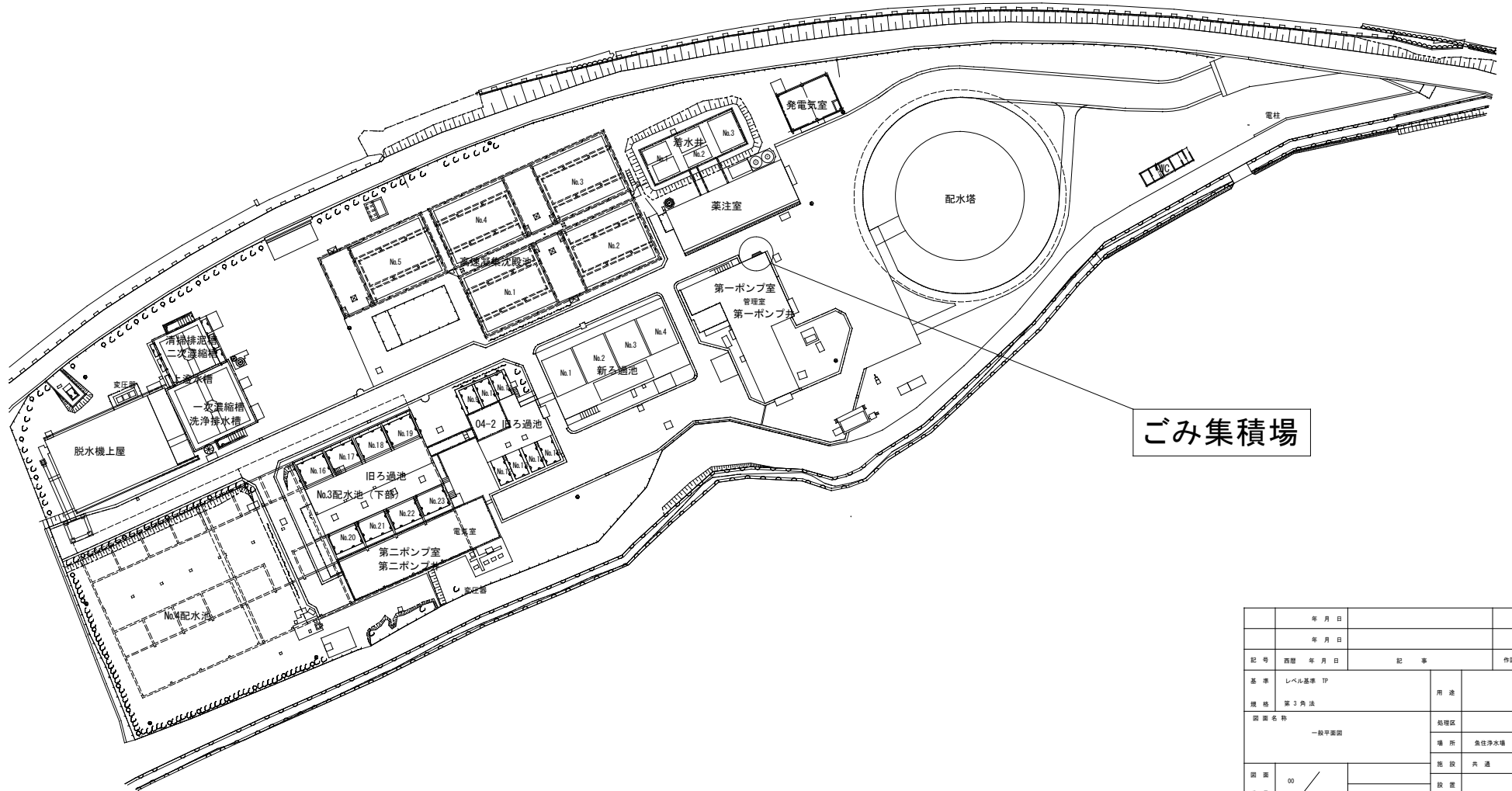
鳥羽浄水場



ごみ集積場



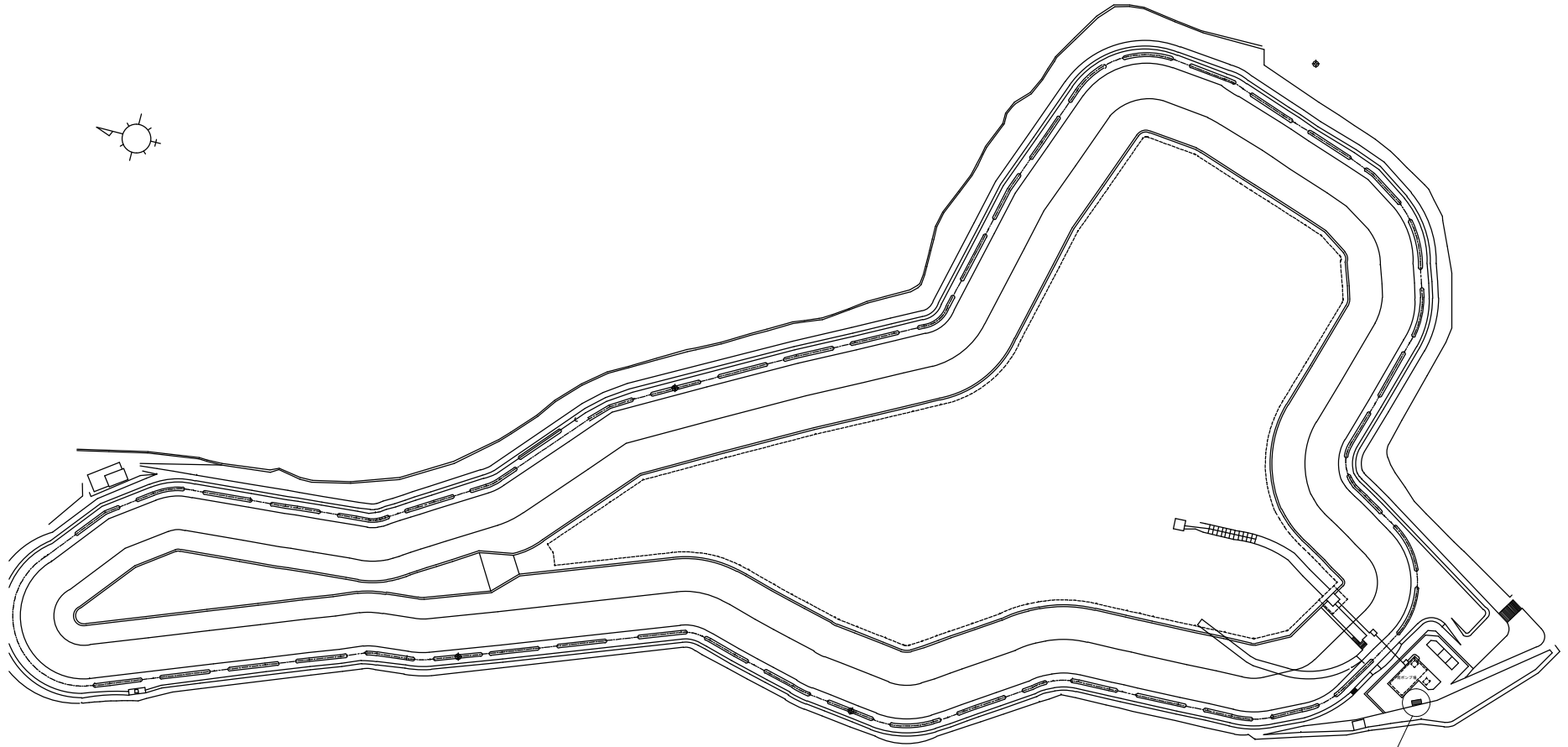
魚住浄水場



ごみ集積場

	年月日		
	年月日		
記号	西暦 年月日	記号	作図・設計者
基準	レベル基準 TP	用途	
規格	第3角法	場所	魚住浄水場
図面名称	一般平面図	施設	共通
図面番号	00 /	設置	
縮尺	1/800	工種	土木・建築
明石市水道局 施設図面		原図管理 水道局 TEL. 078-912-1111	

野々池貯水池



ごみ集積場